

銃刀法に基づく「申出制度」について

★ 「申出制度」とは？

銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」といいます。）又は刀剣類の許可を受けて所持している人が身近にいて、その人の日頃の様子から、所持している銃砲等は又刀剣類を使って他人に害を加えるおそれや自殺のおそれがあると感じたときは、その状況を公安委員会（警察）へ知らせることができる制度です。

★ 申し出ることができるのは誰？

どなたでもできます。

★ 申出の対象者は？

許可を受けて銃砲等又は刀剣類を所持している人で、申し出る方と

- ・ 一緒に住んでいる人
- ・ 近所に住んでいる人
- ・ 同じ会社に勤めている人

です。

★ 申し出る方法は？

最寄りの警察署、交番、駐在所に

- 1 直接話す
- 2 電話する
- 3 文書で

★ 申し出たらどうなる？

- ・ 必要な調査を行い、その結果を踏まえて適切な措置を取ります。
- ・ 申出者の氏名等は、相手方に知れないように調査します。

★ 適切な措置とは？

- ・ 実包等を保管委託するように行政指導する。
- ・ 許可に条件を付ける。
- ・ 立ち入り検査を行う。
- ・ 許可を取り消す。

等です。